



平成 30 年 11 月 5 日
海事局安全政策課

タンカー事故の油濁損害を補償する国際基金の適切な運営に尽力 ～国際油濁補償基金第 23 回総会の結果概要～

国際油濁補償基金（IOPCF）第 23 回総会が平成 30 年 10 月 29 日から 11 月 1 日まで英国ロンドンにて開催されました。

タンカー事故に係る補償の適正化、条約の各国国内法への正確な取入れ、補償を拒否する保険会社の問題等について、日本の意見が総会の決定に反映されました。

国際油濁補償基金（以下、「基金」）とは、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合に、当該事故により損害を受けた被害者に対して適切な補償がなされるよう設立された国際機関であり、ロンドンに本部が置かれています。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元売り事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は、インドに次ぎ 2 番目に大きな額を拠出しています。

今次会合には、日本から国土交通省、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター、学識経験者が出席し、我が国意見の反映に努めました。

主な結果（詳細は別紙をご参照ください）

1. タンカー事故に係る補償の適正化

タンカーの大型化に伴い、事故の際に基金が支払う補償額も大きくなることが想定されます。拠出金を支払う事業者の負担も考慮し、基金による支払いが過大とならず、条約に従って適正に実施されるよう、日本は仮払いの適正な運用の必要性など、様々な提案を行いました。

2. 条約の国内法への正確な取入れについて

一部加盟国において CLC 条約（※）等が国内法に正確に反映されていない例が事務局より報告され、事故が起きた場合に被害者の補償が迅速に行われず、又は基金の支払額が過大となる懸念があるため、日本は基金に対し、他の加盟国についても継続調査するよう求めました。

※CLC 条約：1992 年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

3. 不適切な保険会社の問題について

補償の拒否や事実と異なるブルーカード（※）を発行する保険会社の問題に関する基金の中間報告について、日本は実現可能な対処法について最終報告を行うよう求めました。

※ブルーカード：保険内容が CLC 条約に適合していることを証明する証書



<問合せ先>

海事局 安全政策課 緑川・吉原
代表 03-5253-8111（内線 43-266、43-268）
直通 03-5253-8616 FAX 03-5253-1642

国際油濁補償基金第23回総会の主な結果

1. タンカー事故に係る補償の適正化

基金は、12件のタンカー等の事故について、補償又は補償に係る検討を行っており、うち2件については、今次会合で扱いを終了することが決定されました。

被害者への補償は、CLC条約に基づき、責任限度額まで船主又は保険会社が支払うこととなっており、責任限度額（※1）を超えた額については、FC条約に基づき、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者が支払った拠出金をもとに基金が支払うこととなっています。

タンカーの大型化に伴い事故による被害も甚大となり、基金の支払う補償額も大きくなることが想定されます。拠出金を支払う事業者に不必要な負担をかけないため、日本は、基金の支払いが過大とならずに、FC条約（※2）に従って適正に行われるよう、仮払いの適正な運用の必要性など、様々な意見を述べて、総会の決定に反映されました。

※1 責任限度額：事故を起こした船舶の所有者に課される賠償責任の上限額

※2 FC条約：1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約

2. CLC条約及びFC条約の国内法への正確な取入れについて

基金が一部加盟国の国内法を調査した結果、責任限度額がCLC条約で規定された額より低く規定されるなど、CLC条約を正確に取り入れていない例が見られたことから、基金は加盟国に対し正確に取入れるよう呼びかけました。

CLC条約の正確な取入れは加盟国の義務であり、特に、責任限度額が低く規定された場合、被害者への十分な救済が迅速に実施されないうえに、基金が過大な負担を負う可能性もあるため、日本はこの問題を重視し、基金が行った加盟国の国内法の調査を今後も対象国を拡大して継続して行うよう求めました。

3. 不適切な保険会社の問題について

保険会社が被害者の補償を拒否したために基金が代わって補償を行うこととなったり、また、保険会社が保険内容と異なるブルーカードを発行したために、加盟国が、そのブルーカードをもとに、CLC条約への適合を示す誤った証書を発給してしまうなど、不適切な保険会社が問題となっており、この対処法等を検討していくとの中間報告が基金から出されました。

この問題は、船主又は保険会社が被害者に対する補償の第一義的責任を負うとの条約の原則を揺るがすものであることから、日本は基金に対し、実現可能な対処法を最終報告として報告するよう求めました。

4. 理事国の選出について

理事国の任期は最大2年までと規定されており、毎年、総会において、任期満了に伴い新たな理事国が選出されます。今次会合では、規定に基づき、拠出金の多い11か

国の中から日本を含む7か国（日本、インド、イタリア、スペイン、フランス、シンガポール、英国）が、また、その他の加盟国の中から8か国（メキシコ、中国、グルジア、ジャマイカ、南アフリカ、スリランカ、トルコ、アラブ首長国連邦）が選出されました。

今後、日本は理事国として、基金の健全な発展に貢献していきたいと考えています。

以上